横浜市記者発表資料

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

令和6年12月20日健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

住民税非課税世帯に 物価高支援給付金 を支給します

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、<u>住民税均等割が非課税の</u> 世帯に物価高支援給付金を支給します。手続方法は世帯の状況により異なります。

1 対象世帯

令和6年12月13日(基準日)時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯が対象です。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 給付額

1 世帯当たり 3万円

お子さん1人当たり2万円を加算(こども加算)

※対象世帯の世帯員である18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)のお子さんが加算対象です。 (基準日の翌日から令和7年5月30日までに生まれたお子さんも含まれます。)

3 手続 (世帯の状況により手続方法が異なります)

要件		手続	書類発送等	振込開始時期
令和6年度住民税非課税の世帯世帯全員が	(1)本市から7万円又は10万円の 給付金(※1)を世帯主の口座で 受給した世帯	不要 (振込先口座に 変更がない場合)	「支給のお知らせ」 を 2月10日(月) から順次発送	3月7日(金) から順次
	(2)本市から7万円又は10万円の 給付金(※1)を世帯主の口座 以外で受給した世帯	振込先口座等を 記入し、 必要書類 とともに返送	「 確認書」 を 2月 12 日(水) から順次発送	受付後、概ね 1か月後
	(3) 7万円又は 10 万円の給付金 (※1) を 受給しなかった世帯			
	(4)受給要件を満たしているが、 本市から 通知が届かない世帯 (<u>*</u> %2)	申請書を入手し て振込先口座等 を記入し、 必要 書類とともに郵 送	2月12日(水) 以降、 コールセンターもし くは各区申請サポー ト窓口等で「申請書」 を入手	

- (※1) 令和5年度の住民税非課税世帯(7万円)及び住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)、 令和6年度の新たな住民税非課税世帯に対する給付金(10万円)
- (※2) 令和6年1月2日以降に市外から転入した方を含む世帯、令和6年12月13日以降に税申告の修正等で非課税となった世帯、令和6年度非課税相当であっても税の申告を行っていない方がいる世帯等

裏面あり



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



4 申請受付期間

令和7年2月12日(水)から令和7年5月30日(金)【必着】

※基準日の翌日から令和7年5月30日までに生まれたお子さんの申請については、 令和7年5月30日(金)【消印有効】とします。

5 お問合せ

横浜市 物価高支援給付金コールセンター

・電 話 番 号: 0120-045-320 (フリーダイヤル)

外国語(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・ スペイン語・タガログ語)に対応

・受 付 時 間:9時から19時まで(土日祝を除く) 2月15、16日は土日も対応

• F A X 番 号:0120-303-464 (フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用)

・メールアドレス: support@yokohama-kyufu. jp

申請サポート窓口

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を開設します。

・開 設 期 間:令和7年2月12日(水)から令和7年5月30日(金)まで

・受 付 時 間:9時から17時まで(土日祝を除く)

(12時から13時の間は、昼休憩のため窓口を閉鎖します。

ただし、状況により変更する場合があります。)

各種給付金のお知らせ(給付金特設ページ)

給付金に関する制度や申請手続の詳細等については、給付金特設ページをご参照ください。

・給付金特設ページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/kyuhukin/

横浜市 給付金

検索



お問合せ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 鈴木 稔 Tel 045-671-4696



